

「家庭教育支援チーム」に関する参考資料

1. 「家庭教育支援チーム」の登録制度

○登録制度について

- 文部科学省では、平成 22 年より「家庭教育支援チーム」を核とした地域の主体的な取組を支援していくに当たり、各地域の取組状況の把握や、効果的な事例の収集・情報発信による各地域の取組の活性化促進に努めるため、チームの登録制度を設けています。登録を希望するチームは、登録要件を満たしていることを確認の上、活動を行う市町村の家庭教育支援担当に申込みをしてください。登録期間は、登録日から翌々年度の 3 月 31 日までです。(更新可能)

○登録要件

- 地域の人材を中心に組織し、保護者への家庭教育支援の取組を行う家庭教育支援チームであり、次の要件を満たすことが必要です。
 - (1) 具体的な取組内容として、以下のア～エのいずれか又はこれらを組み合わせた取組を行うものであること。
 - ア 保護者への学びの場の提供
保護者等に対する主体的な「学び」と「育ち」に関する学習機会の提供や情報提供、相談対応
 - イ 地域の居場所づくり
地域資源を活用した親子参加型の体験型プログラムの実施・情報提供や、日常的な交流の場の提供
 - ウ 訪問型家庭教育支援
家庭訪問等による個別の情報提供や相談対応
 - エ その他、取組の目的・内容等から、家庭教育支援に資する取組として文部科学省が認めるもの
 - (2) 継続的な取組を行うものであること。
 - (3) 営利を主たる目的とした活動を行うものでないこと。
 - (4) 特定の宗教的色彩の強い活動を行うものでないこと。
 - (5) その他、家庭教育支援チームとして登録すべきでない特段の事情がないこと。

○登録のメリット

- 登録されたチームは、文部科学省ホームページにおいて活動の掲載をし、全国に向けて情報を発信できます。また、文部科学省から家庭教育支援に関する情報や資料の提供を受けることができますとともに、家庭教育支援チームのロゴマークを使用することができます。

文部科学省ホームページ「家庭教育支援チーム」の登録制度について
(http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/katei/1354683.htm)



2. 「家庭教育支援チーム」の文部科学大臣表彰制度

○大臣表彰について

- 文部科学省では、平成29年度より特色ある優れた活動を行っている「家庭教育支援チーム」を表彰し、身近な地域における家庭教育支援活動の一層の推進と、「家庭教育支援チーム」の優良事例の広報、研究の進展及び認知度の向上を図っています。表彰は隔年で実施し、都道府県・指定都市から推薦のあったチームについて審査の上、決定しています。

○表彰対象の基準

- 表彰は、「家庭教育支援チーム」の行う活動のうち、その活動内容が他の活動と比較して顕著に優れ、地域全体への普及効果の高いと認められるものに対して行い、組織、運営及び活動について、概ね以下に掲げる内容が必要です。
 - (1) 組織、運営
地域の状況に応じた組織により、効果的かつ持続可能な運営を行っていること。
 - (2) 活動
 - ア 学校や保育所（以下「学校等」という。）、保護者、地域住民等の意見や状況等を反映した取組を活発かつ継続的に行っていること。
 - イ 学校等や地域の子育て関係団体、保護者、企業など、地域全体が参画するための創意工夫がなされ、当該地域における家庭教育支援活動の推進に効果をあげていること。

表彰チームの活動概要（平成29年度）

(http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/katei/1403563.htm)



3. 各種情報提供

・家庭教育支援に関する文部科学省ポータルサイト

各地域における家庭教育支援チームの一覧及び活動事例を含めた、家庭教育支援に関する総合的なポータルサイト。

(<http://katei.mext.go.jp/>)



【家庭教育支援チームのロゴマーク】



コンセプト
「温かく包む支援の輪」
地域の人々の支援の輪が、子供や保護者の方を温かく包み込むイメージを体現したロゴマークです。

・家庭教育支援チームリーフレット

つくろう！家庭教育支援チーム～地域の力で家庭や子供を支える～（平成 28 年 2 月）

身近な地域において保護者への支援を行う「家庭教育支援チーム」の組織づくりや活動を支援することを目的としたリーフレット。

(http://katei.mext.go.jp/contents4/pdf/H29_kateikyouchien_team.pdf)



・訪問型家庭教育支援の関係者のための手引き、同手引きのポイント（平成 28 年 3 月）

地方公共団体で訪問型家庭教育支援を実施する際に、役立つと思われる情報や知見、ノウハウ、より良い取組とするための提案を取組のヒントとして整理。

【訪問型家庭教育支援の関係者のための手引き】

(http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2016/03/28/1368962_02.pdf)



【訪問型家庭教育支援の関係者のための手引きポイント】

(http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2016/03/28/1368962_01.pdf)



・文部科学省報告書など

- 家庭教育支援の推進に関する検討委員会報告書「つながりが創る豊かな家庭教育」（平成 24 年 3 月）

家庭内に閉じて家庭教育を行うのではなく、親も子も地域や社会で他者とのつながりや関わり合いを持つことが重要で、それが家庭教育の内容を豊かにし、家庭教育の目的である子供の社会的自立と、親が子育てを通じて自らの人生を豊かにしていくことにつながることを提案。

(http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2012/04/16/1319539_1_1.pdf)



- 「家庭教育支援チームの在り方に関する検討委員会」審議の整理（平成 26 年 3 月）

地域人材を中心にきめ細やかな活動を組織的に行う家庭教育支援チームによる支援を更に普及し、より効果的な取組を促進するため、家庭教育に関する課題や、家庭教育支援チームの業務・特性、チームの組織・運営・人材養成等について整理。

(http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2014/03/31/1346110.pdf)



- 家庭教育支援の推進方策に関する検討委員会報告書
「家庭教育支援の具体的な推進方策について」（平成 29 年 1 月）

全ての保護者が充実した家庭教育を行うことができるようにするための具体的な推進方策として、0歳児の保護者から学齢期までつながる切れ目のない支援のためのアプローチや「家庭教育支援チーム」型の支援を更に普及させるための方策、家庭教育支援を担う人材の確保などを提案。

(http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2017/04/03/1383700_01.pdf)

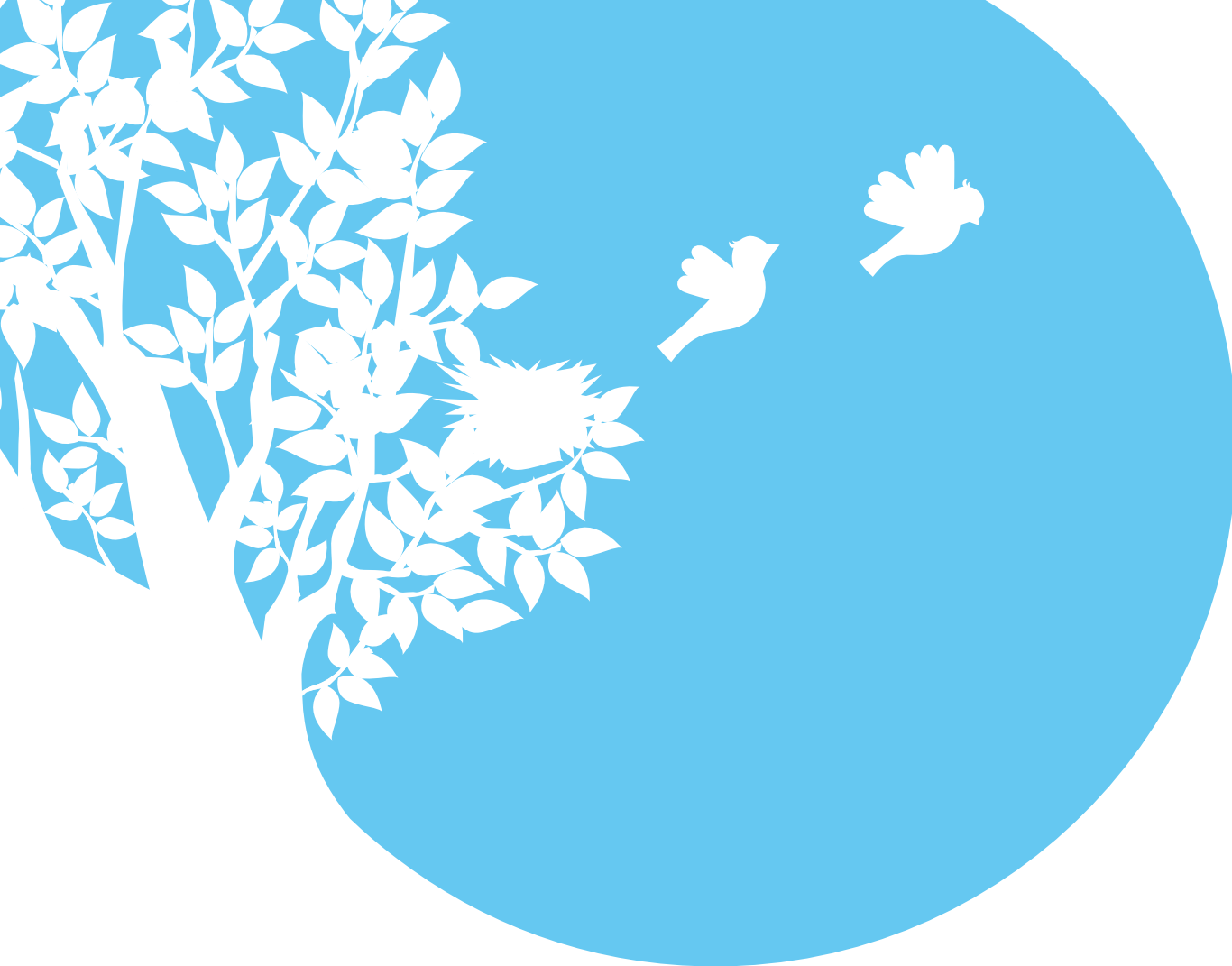


● 厚生労働省における事業等の用語説明

- 要保護児童対策地域協議会
児童福祉法に基づき、虐待を受けている子どもを始めとする支援対象児童等の早期発見や適切な保護を図るため、児童福祉や保健医療・教育・警察・司法・人権擁護等の関係者間において情報の交換と支援内容の協議を行う機関。
- 地域子育て支援拠点事業
児童福祉法に基づき、保育所、児童館等の地域に身近な施設に集った親子に対して、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。原則として週3日以上、かつ1日5時間以上開設することとされている。
- 利用者支援事業
子ども・子育て支援法に基づき、子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。

● 「家庭教育支援チーム」の手引書の策定に関する検討会（監修）

伊藤亜矢子 お茶の水女子大学基幹研究院人間発達系准教授
 稲葉 恭子 特定非営利活動法人青梅こども未来常務理事
 大崎 弘美 茨城県教育庁就学前教育・家庭教育推進室室長
 菊池 まり 千葉市家庭教育支援チーム「こもんず」リーダー
 西館 慎 釧路市総務部職員課主査
 （前釧路市教育委員会学校教育部教育支援課主査・社会教育主事）
 向井 説行 泉大津市立小津中学校校長
 （前泉大津市教育委員会参事兼指導課長）



文部科学省

(お問合せ先)

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課家庭教育支援室

☎ : 03-5253-4111 (内線 3467)

メール : katei@mext.go.jp

URL : <http://katei.mext.go.jp/>